

## 導入促進基本計画

## 1 先端設備等の導入の促進の目標

## (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

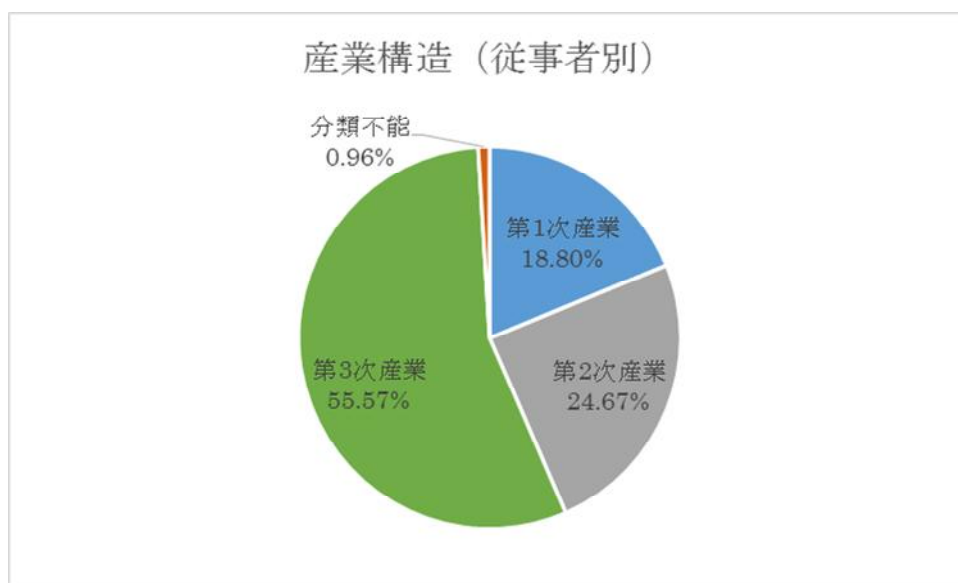
浜頓別町の人口は現在減少傾向にあり、将来的にも減少していくことが懸念されている。(H7 5,224人 → H17 4,582人 → H27 3,881人 国勢調査) 人口の減少とともに生産年齢人口の減少(H7 3,454人 → H17 2,876人 → H27 2,218人 国勢調査)、高齢化(H7 16.4% → H17 24.1% → H27 32.1% 国勢調査)が進行している。

浜頓別町の基幹産業はホタテ漁を中心とした漁業、それに付随する製造業、酪農業、林業が中心となっている。産業に従業者の割合で見ると、製造業が最も多く14.7%、次いで医療・福祉が10.2%、以降、農業9.4%、建設業9.3%、卸売・小売業8.9%、漁業7.7%となっており、そのほとんどが中小企業者で構成されている。生産年齢人口の減少により中小企業者等の労働力の確保及び生産性の向上が課題となっている。

【表】浜頓別町の産業構造

	従事者数(人)	割合 (%)
第1次産業	390	18.80
第2次産業	512	24.67
第3次産業	1,153	55.57
分類不能	20	0.96

※国勢調査



## (2) 目標

労働力不足や設備の老朽化など厳しい事業環境に置かれている浜頓別町内の中小企業者等に対し、先端設備の導入を促すことで、生産性を抜本的に向上させ、業務の効率化と労働生産性の向上を図る。

具体的には生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が、年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類については、浜頓別町内の中小企業等の労働生産性の向上を幅広く支援するため、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

浜頓別町内の全ての中小企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、対象地域は町内すべての地域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

浜頓別町内の全ての中小企業者等に先端設備等の積極的な導入を促すため、すべての業種を対象とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は多様であることから、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業すべてとする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

雇用の安定に寄与することについても本計画にて配慮すべき事項であり、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

また浜頓別町に事業所を有しない中小企業者等が先端設備等を導入する場合、浜頓別町の経済の発展及び雇用の創出に資する計画のみを認定の対象とする。